

令和 4 年 3 月 24 日
学 長 決 裁

東京農工大学構内における撮影についての取扱要領

この要領は、東京農工大学構内で、ドラマ・映画等を撮影する際の取扱いについて定めるものである。

1. 撮影許可範囲

①本学の教育研究の妨げにならない範囲とし、次のとおりとする。

- ・撮影可能場所は、教育研究の妨げにならない場所とする。
- ・撮影可能日は、原則、土曜日、日曜日及び祝日とし、授業が行われていない日とする。
- ・撮影可能時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、本学が認めた場合は、この限りではない。

②本学の広報となると判断されるもの又は公共的なもの。

ただし、次に該当すると判断されるものは認めない。

- ・本学の品位を傷つけると判断されるもの。
- ・本学を個人的な利益や営利目的に利用するもの。
- ・本学に対し悪意を意図すると判断されるもの。
- ・その他、教育研究機関としてふさわしくない内容を含むもの。

2. 撮影許可の条件等

①事前に企画書等を提出し、本学の内諾を受けること。

②撮影した写真・動画等を公開する場合は、速やかに公開日時等を連絡すること。

③必ずポスター、テロップ等に「東京農工大学」が撮影協力している旨を明記すること。

④車両入構は、必ず事前に入構者、日時、車種、車両番号等を連絡すること。

⑤本学の構内を占有して使用する場合は、3により撮影占有料を支払うこと。

⑥撮影占有料については、請求書発行後 30 日以内に支払うこと。

⑦感染症対策については、別記「東京農工大学構内における撮影の感染症対策ガイドライン」に基づき対策を行うこと。

3. 撮影占有料

本学構内での通行制限、立入制限等を要する撮影、撮影機材の保管等、撮影において本学の構内を占有する場合は、次の占有料を徴収する。

①基本料金 50,000 円（税込）/時間

②時間外加算料金 12,500 円（税込）/時間

※大学構内入構時から退出時まで料金が発生する。

※1 時間未満は切り上げとする。

③ロケハン料金 10,000 円（税込）/時間

④特殊料金 実費相当額

※ナイター設備の使用等、特殊な撮影により本学の負担が多くなる場合は
実費相当額を徴収する。

4. 申請

①本学の構内における撮影を希望する場合は、原則撮影の2週間前（本学休業日を除く。）
までに下記（ア）（イ）を添え、企画課広報係に申し出ること。

（ア）企画書（任意様式）

（イ）別紙1「東京農工大学構内における撮影の感染症対策確認書」

②学内調整の上、内諾を得た場合は、速やかに別紙2「東京農工大学構内における撮影許可申請書」を提出すること。

5. 撮影占有料収入の取扱い

撮影占有料収入のうち、基本料金、時間外加算料金、ロケハン料金の合算額については
全学的経費として取り扱うものとする。

特殊料金については、当該実費相当額の費用を負担する予算部局に配分するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

◎問い合わせ 企画課広報係

E-mail koho2@cc.tuat.ac.jp

Tel 内線 5895 Fax 内線 5553 (042-367-5553)

東京農工大学構内における撮影の感染症対策ガイドライン

1. はじめに

このガイドラインは、「東京農工大学構内における撮影についての取扱要領」2. ⑦の定めに基づき、ドラマ・映画等の撮影に係る感染症対策について定めるものである。

なお、感染症対策については、このガイドラインの他に、東京都の感染防止策として作成された「東京都感染拡大防止ガイドライン（事業者向け）」、「東京都感染拡大防止ガイドブック（イベント編）」、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に、感染防止を行うものとする。

また、撮影許可にあたっては、下記事項の確認が取れた撮影について許可をする。

2. 感染状況について

撮影現場における責任者（以下「撮影責任者」という。）が本学の構内において撮影を希望する申し込みを行う時点で、以下の①～③の各条件を満たしていること。

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく東京都への「緊急事態宣言措置」、「まん延防止等重点措置」等が発令されていないこと。
- ②本学の運動施設の使用制限レベルが「制限レベル1 以下」であること。
- ③本学が撮影を許可した後、撮影日までに①②の条件を満たさない状況となった場合には、撮影の延期又は中止とすることを予め承諾していること。

3. 事前対策について

（1）撮影責任者と衛生管理者

- ①撮影現場における責任者（以下「撮影責任者」という。）を明確にすること。
- ②感染対策のための消毒等を行う専属の衛生管理者（係）を、撮影現場に配置すること。

（2）事前準備

- ①撮影責任者は、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の内容を確認し、感染予防を行うこと。
- ②撮影責任者は、撮影関係者が撮影期間中に必要なマスク、手袋、消毒液等を用意すること。
- ③撮影責任者は、撮影現場において、撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合の対処法や連絡先等を事前に確認しておくこと。
- ④厚生労働省、保健所等が定める予防対策を事前に確認しておくこと。

(3) 撮影関係者の体調確認

- ① 撮影期間中、撮影関係者（エキストラを含む。）に、発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（最終接触から 14 日間）がある者、同居家族や身近な知人の新型コロナウイルス感染が疑われる者及び過去 14 日以内に海外から帰国した者は従事させないこと。
- ② ロケ撮影に携わる撮影関係者の緊急連絡先等を撮影責任者が確認・管理すること。
- ③ 撮影現場では、撮影関係者の健康を確認できる体制にすること。

4. 撮影現場での対策について

(1) 手洗いの徹底・マスクの着用

- ① 感染予防のため、咳エチケット、マスク着用、手洗い及び社会的距離の確保に努めることの徹底について、撮影関係者に対し、周知すること。
- ② 消毒備品等は、撮影主催者が準備を行い、各所に設置し、撮影関係者に手洗いや手指消毒の徹底すること。
- ③ 撮影関係者は、必ずマスクまたはフェイスシールドを着用すること。ただし、出演者については、撮影本番において撮影責任者が許可した場合にはその限りではない。

(2) 社会的距離（ソーシャルディスタンス）

- ① 撮影現場では、社会的距離（2 メートルを目安に（最低でも 1 メートル））を、可能な限り確保すること。
- ② 撮影関係者の人数を最小限にし、ワークフローの最適化や撮影手法の工夫を行うこと。
- ③ 撮影場所においては、原則として、東京都等が定めるイベント開催の規定人数までとし、部外者の立ち入りを制限すること。

(3) 「3 つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動

- ① ロケ撮影の際、通行人や見学者が密にならないよう、配慮を徹底すること。
- ② 控室を含む施設等の屋内では、定期的に換気を行い、消毒液などを設置すること。
- ③ 室内で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち、対面で食事・会話等を行わないよう努めること。必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討すること。

(4) 施設の清掃・消毒

- ① 複数の人が触る場所や物品等は、衛生管理者（係）の指導の下、こまめに清掃・消毒を行うこと。

- ② 撮影終了後、使用したすべての施設（部屋・廊下・トイレ等）・設備（机・椅子・備品等）を撮影責任者の責任において、清掃・消毒すること。
- ③ 清掃・消毒・ゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し感染予防対策を講じた上で処理を行い、終了後は手洗いを徹底すること。
- ④ 撮影時に出たゴミは、衛生管理者（係）の指導の下、撮影関係者がすべて持ち帰ること。

（５）撮影関係者の体調管理

- ① 撮影関係者の健康確認の結果及び撮影中の行動を確認し、記録は２週間管理すること。

５．感染が疑われた場合の対処について

（１）撮影中

- ① 撮影中に撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合、直ちに隔離を行うとともに、必要に応じて直ちに帰宅させること。また、共有した物等を消毒するとともに、必ず本学担当者へ連絡すること。
- ② 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底すること。

（２）撮影後

- ① 本学での撮影中及び終了後（２週間以内）に、撮影関係者の感染が確認された場合は、本学へ感染の詳細及びその対応策について報告すること。

６．撮影における感染症対策の事前確認について

撮影責任者が本学の構内において撮影を希望する場合には、原則撮影の２週間前（本学休業日を除く。）までに下記（ア）（イ）を提出し、事前に確認を得ること。

（ア）企画書（任意様式）

（イ）（別紙１）東京農工大学構内における撮影の感染症対策確認書